



- 第 39 回 全日本シーホッパー級ヨット選手権大会
- 第 23 回 全日本シーホッパー級SRヨット選手権大会
- 第 22 回 全日本女子シーホッパー級SRヨット選手権大会
- 第 13 回 シーホッパー級マスタークラスヨット選手権大会
- 第 13 回 シーホッパー級SRマスタークラスヨット選手権大会
- 第 4 回 シーホッパー級グランドマスタークラスヨット選手権大会
- 第 2 回 シーホッパー級MRヨット選手権大会

帆走指示書 (Sailing Instructions)

1. 規則

- 1.1 本レガッタには、『セーリング競技規則 2013～2016』に定義された規則を適用する。
- 1.2 規則に矛盾がある場合は帆走指示書を優先する。

2. 競技者への通告

競技者への通告はレース運営室に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更は、その日の第1レーススタート時刻の 60 分以上前に掲示する。
- 3.2 レース日程の変更は、それが発効する前日の 19:00 までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、レース運営室横に設置された掲揚ポールに掲揚する。
- 4.2 音響1声と共に掲揚されるD旗は「予告信号はD旗掲揚後、30分以降に発する[艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない]」事を意味する。

5. レース日程

5.1 レース日程

9月6日(金)	15:00 ~17:00	登録受付 計測
9月7日(土)	8:00 ~ 8:50	登録受付 計測
	9:00	開会式 艇長会議
	10:45	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
	18:00	選手総会(場所は後日)
9月8日(日)	19:00	懇親会
	8:45	ブリーフィング
	9:55	最初のレースのスタート予告信号予定時刻
	16:00	閉会式 表彰式

5.2 レース数

本レガッタは7レースとし、1日に実施する最大レース数は4レースとするが、各日の実施レース数はレース委員会の裁量によるものとする。最終日は14:00より後のスタート予告信号を発しない。

- 5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために予告信号を発する最低 5 分前に音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

6. クラス旗

シーホッパー級	シーホッパー級旗
シーホッパー級SR	シーホッパー級 SR 旗
シーホッパー級MR	シーホッパー級 MR 旗

7. レース・エリア

添付図1は、レース・エリアの場所を示す。



8. コース

- 8.1 添付図 2 の見取り図はレグ間の概ねの角度、通過するマークの順序およびそれぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前にレース委員会の信号艇に、選択されるコース及び、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク 1、2、3、及び、4 マークはオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.2 スタート・マークはオレンジ旗を掲げたレース委員会艇とし、スタート・アウトサイド・マークは細い黄色の円筒形ブイとする。
- 9.3 フィニッシュ・マークはレース委員会艇とし、フィニッシュ・アウトサイド・マークは細い黄色の円筒形ブイとする。
- 9.4 指示 12 に規定する新しいマークは、青色の円筒形ブイとする。

10. 障害物の区域

次の区域が障害物として指定される。ダイビングスポット(A旗を掲げた和船周囲約 50m)

11. スタート

- 11.1 スタートは規則 26 を用いて予告信号をスタート信号の 5 分前として、スタートさせる。
- 11.2 スタート・ラインは、スターボードの端となるスタート・マーク上に『オレンジ色旗』を掲揚しているポールまたはマストと、ポートの端となるスタート・アウトサイド・マークの間とする。
- 11.3 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は、DNS と記録される。この項は規則 A4 を変更している。
- 11.4 U 旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られた三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とされない。これは規則 26 を変更している。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更する為に、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインはポートの端となるフィニッシュ・マーク上に『オレンジ色旗』を掲揚しているポールとスターボード側のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

14. ペナルティー方式

- 14.1 規則 42 違反に対し付則 P を適用する。
- 14.2 帆走指示書 18 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問無しに PTP と記録し、フィニッシュした順位の数に 3 を加えた得点(出艇の手続きに違反した場合はその日の最初のレース、帰着の手続きに違反した場合はその日の最後のレース)を与えることがある。ただし、失格とされた艇より悪い点を与えられることはない。これは規則 63.1 および A5 を変更している。
- 14.3 参加艇数とは、本大会に参加が認められた艇の数とする。

15. タイム・リミットと目標時間

- 15.1 タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

マーク1のタイム・リミット	目標時間
20 分	50 分

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に 1 艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースは中止する。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは、規則 62.1(a)を変更している。
- 15.3 先頭艇フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は DNF と記録される。この項は規則 35 と A4、A5 を変更している。

16. 抗議と救済の要求

- 16.1 抗議書は、レガッタオフィスで入手できる。抗議および救済または審問再開の要求は適切な時間内にレガッタオフィスに提出されなければならない。
- 16.2 抗議締切時刻はその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分とする。この項は規則 62.2 を変更している。



- 16.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。審問はプロテスト委員会室の中の区切られたスペース、または隣接する部屋にて掲示した時刻に始められる。
- 16.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議を規則 61.1(b)に基づき伝えるために掲示する。
- 16.5 指示 14.1、18、19、20、22、24 の違反は、艇による抗議あるいは救済の要求の根拠とはならない。この項は規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーはプロテスト委員会が決めた場合には失格より軽減する事ができる。
- 16.6 レースを行う最終日では、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。
- (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には抗議締切時間内。
 - (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 30 分以内。
- この項は、規則 66 を変更している。
- 16.7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の通告から 30 分以内に提出されなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

17. 得点

- 17.1 シリーズが成立するためには、1 レースを完了することを必要とする。
- 17.2 艇のシリーズの得点は次の通りとする。これは規則 A2 を変更している。
- (a) 5 レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。
 - (b) 5 レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。

18. 安全規定

- 18.1 チェックアウトとチェックイン
- (a) レースに参加しようとする艇長は、出艇前にレガッタオフィスにて「**出艇申告書**」にサインしなければならない。出艇申告はその日の最初のスタート予告信号予定時刻の 60 分以上前より受け付ける。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に申告をしなければならない。
 - (b) 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに、レガッタオフィスに用意される「**帰着申告書**」にサインしなければならない。(修理等による一時帰着は除く) 帰着申告書はその日の最終レース終了後 45 分間用意される。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 18.2 ペナルティー以外の理由でレースからリタイアした艇は、実行可能であればレース・エリアを離れる前にレース委員会艇に伝えること。

19. 装備の交換

損傷または紛失した装備の交換は、任意に行っても良い。セイルナンバーに影響される場合(メインセイル・スピナーカーの交換)は、交換前にレース委員会への申請なしでは許可されない。

20. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っている事を確認する為、いつでも検査される事がある。水上で艇は、レース委員会のエキップメント・インスペクターまたはメジャーにより、検査されることがある。

21. 運営艇の識別

運営艇の標識は次の通りとする。

レース委員会の信号艇 神奈川県セーリング連盟旗
レース委員会艇 神奈川県セーリング連盟ペナント
プロテスト委員会艇 白地に黒で“JURY”の旗

22. 支援艇

- 22.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない。
- 22.2 支援艇は、レース委員会艇の運行を妨げてはならない。また、指示 22.4 及び 22.5 に基づくレース委員会の要請がない限り、準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。レース委員会が認めた支援艇(緑色リボンを掲げた支援艇)は、この限りでない。
- 22.3 指示 22.2 に従わなかった場合、違反した者に関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられることがある。



- 22.4 天候その他の事情により、レース委員会は支援艇に曳航の要請をする場合がある。
- 22.5 レース委員会の信号艇またはレース委員会艇に数字旗8が掲揚された場合、「すべての支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない」ことを意味する。この場合、指示 22.2 は適用されない。
- 22.6 大会期間中に競技艇を支援する艇及び者が、規則 69 に違反した場合は、関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられる。

23. ごみの処分

ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

24. 無線通信

緊急の場合を除き、艇はレース中無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

25. 賞

- 25.1 全日本シーホッパー級、全日本シーホッパー級SR
優勝:優勝杯(持ち回り)・賞状・副賞
2～6位:杯または楯・賞状・副賞
- 25.2 全日本女子・マスタークラス
優勝:優勝杯・賞状・副賞
2～3位:杯または楯・賞状・副賞
- 25.3 グランドマスタークラス
優勝:優勝杯

26. 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4『レースをすることの決定』参照。

主催団体及びこれに関わる全ての団体、役員その他全ての関係者は、競技者がレガッタ前、レガッタ中またはレガッタ後において受けた物的損傷または個人の負傷もしくは死亡に対して責任を否認する。

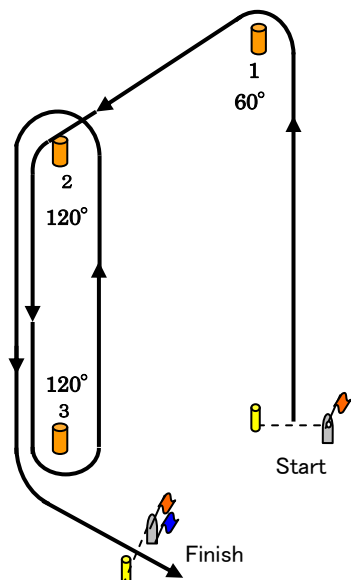
添付図1 「レース・エリア」



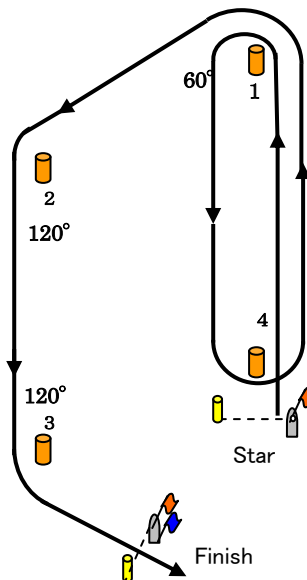


添付図2

コース1 : Start -1-2-3-2-3- Finish



コース2 : Start -1-4-1-2-3- Finish



コース3: Start -1-2-3-1- 3- Finish

